

第二十四回国会 衆議院 内閣委員會議録第三十五号

昭和三十一年四月十二日(木曜日)

午前十一時八分開議

出席委員

委員長 山本 象吉君  
理事 江崎 真澄君 理事 大平 正芳君  
理事 高橋 等君 理事 保科善四郎君  
理事 受田 新吉君  
大坪 保雄君 北 吟吉君  
薄田 美朝君 高瀬 傳君  
辻 政信君 床次 徳二君  
福井 順一君 眞崎 勝次君  
栗山 博君 山本 正一君  
横井 太郎君 西ヶ久保重光君  
井手 以誠君 細田 綱吉君

出席政府委員

内閣官房長官 根本龍太郎君  
内閣官房副長官 田中 榮一君  
宮内庁次長 瓜生 順良君

委員外の出席者

議員 赤城 宗徳君  
専門員 安倍 三郎君

四月十二日

委員石村英雄君辞任につき、その補欠として下川徹太郎君が議長の名で委員に選任された。

四月十二日

内閣法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二六号)  
国家公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)  
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

官内庁法の一部を改正する法律案

第一類第一号 内閣委員會議録第三十五号 昭和三十一年四月十二日

(内閣提出第一〇七号)

栄典法案(内閣提出第一六〇号)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律(一部を改正する法律案(赤城宗徳君外三名提出、衆法第三六号))

○山本委員長 これより会議を開きます。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律(一部を改正する法律案(赤城宗徳君外三名提出、衆法第三六号))

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二三十七号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

7 高等学校等教育職員級別俸給表又は中学校、小学校等教育職員級別俸給表の適用を受ける教育職員(人事院の指定する者を除く)のうち、旧大学令(大正七年勅令第三八十八号)若しくは学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(同法第九九条の大学を除く)を卒業した者、旧教育免許令(明治三十三年勅令第百三十三号)による中学校高等女学校教

員免許状若しくは高等学校高等科教員免許状を有する者又は人事院がこれらの者と同等以上の資格を有すると認める者(以下「教育職員」という)については、人事院の定めるところにより、その定める日において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二三十七号)の附則別表によつて、その者の俸給月額を同表に掲げる新俸給月額とみなし、予算の範囲内で、その月額に対応する号俸よりも二

号俸をこえない範囲内の号俸の額に調整し、その額をもつてその日におけるその者の俸給月額とすることができ、

人事院は、教育職員を新たに採用する場合における俸給の基準については、前項の規定の趣旨を考慮し、適切な措置を講じなければならない。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

四号)による中学校高等女学校教員免許状若しくは高等学校高等科教員免許状を有する者又は人事院がこれらの者と同等以上の資格を有すると認める者(以下「教育職員」という)については、人事院の定めるところにより、その定める日において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二三十七号)の附則別表によつて、その者の俸給月額を同表に掲げる新俸給月額とみなし、予算の範囲内で、その月額に対応する号俸よりも二

号俸をこえない範囲内の号俸の額に調整し、その額をもつてその日におけるその者の俸給月額とすることができ、

人事院は、教育職員を新たに採用する場合における俸給の基準については、前項の規定の趣旨を考慮し、適切な措置を講じなければならない。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費 この法律を施行するには経費を要するが、その所要額は、この法律に基く人事院の定によつて決定され、また、人事院の指定する日の定め方によつては、必ずしも本年度に要するとは限らない。この法律の趣旨にそつて俸給月額の調整を完全に実施

するとすれば、その所要額は、約三億八千万円の見込である。

○赤城宗徳君 ただいま議題になりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の提案理由について、御説明いたします。

現在、教育職員の給与制度は、学校の種類、職種、学歴、経験年数の四要素をもつて構成されております。そのうち、特に経験年数の要素が重要視されておりますことは御承知の通りであります。が、学歴等他の要素は、俸給決定の上に、大きな比重をなしていないのであります。しかしながら、教育職員の特殊性にかんがみると、学歴の要素は、相当高く評価すべきものと考

えます。文教行政の一端を示す教育職員免許制度を見ても、この点が高く評価されておられ、その学歴の相違がそのまま免許状の相違に結びつけられ、教育職員の職務と密接な関係が保たれているのであります。しかるにこの学歴の要素が、給与制度に明確に反映せしめられておらぬため、同一年令の者を比較した場合、高学歴者は低学歴者に比して、必ずしも高い給与を受けているとは限らないという均衡を伴わない現状にあるのであります。この点、文教政策と人事管理の不一致に、矛盾を感じざるを得ないのであります。

かかる状態のままでは、高学歴職員の士気に影響を及ぼし、教育を沈滞せしめ、学校教育の遂行に支障を来たす

おそれもありますので、これら高学歴者の俸給額の調整をはかるべく、本改正法案を提出いたしました次第であります。

改正点の要旨を申し上げますと、第一点は、高等学校教育職員級別俸給表及び中学校、小学校等教育職員級別俸給表の適用を受ける教育職員中、旧制大学もしくは新制大学を卒業した者、旧中学校高等女学校教員免許状もしくは旧高等学校教員免許状を有する者、または人事院がこれらの者と同等以上の資格を有すると認める者等、いわゆる学歴、資格の高い者につきましては、予算の範囲内で、人事院の定めるところにより、二号俸をこえない範囲内におきまして、俸給月額を調整すること

ができるものといたしましたこととあります。

第二点といたしましては、人事院は、教育職員の初任給基準につきましては、右の趣旨を考慮して、適切な措置を講じなければならないものとしたこととあります。

所要経費といたしましては、国立学校分約一千五百万円、公立学校国庫負担分約三億六千五百万円、合計約三億八千万円であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○山本委員長 次に栄典法案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。根本政府委員。

栄典法案

栄典法案

栄典法案

栄典法

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法第七條第七号に規定する栄典について、その基本的事項を定めることを目的とする。

(勲章)

第二条 政治、経済、文化等に関し国家に対し功勞のある者を表彰するため、これに勲章を授与する。

2 勲章は、菊花勲章、旭日勲章及び文化勲章の三種とする。

(菊花勲章)

第三条 菊花勲章は、特に著しい功勞のある者に授与する。

2 菊花勲章は、皇族及び外国の君主、大統領等には、前條第一項及び前項の規定にかかわらず、特に授与することができる。

3 菊花勲章は、正章及び副章から成り、特別の場合に限り、これに頸飾章を加える。頸飾章は、正章及び副章とともに、又はすでに正章及び副章を授与された者に授与する。

4 菊花勲章の製式は、章は、旭日及び菊花の花と葉をかたどり、頸飾は、菊花の花と葉及びからくさ模様をあらわした連環とし、リボンの彩色は、紅色の地に紫色の線二本を入れるものとする。

5 菊花勲章を着用するには、正章をリボンで右肩から左わきにたれ、副章を左胸に着け、頸飾章を頸飾のど下にたれるものとする。

(旭日勲章)

第四条 旭日勲章は、旭日大勲章、旭日重光勲章、旭日金光勲章、旭日双光勲章、旭日銀光勲章、旭日

金勲章及び旭日銀勲章の七等級に分け、功勞のある者に、その功勞の程度に応じ相当等級のものを授与する。

2 旭日勲章は、外国人には、第二條第一項及び前項の規定にかかわらず、特に授与することができる。

3 旭日大勲章は、正章及び副章から成る。

4 旭日勲章の製式は、章は、旭日銀光勲章以上の等級の勲章にあつては旭日を、旭日金勲章及び旭日銀勲章にあつては旭日及びひかげのかずらをかたどり、リボンの彩色は、紅色の地に白色の線二本を入れるものとする。

5 旭日勲章を着用するには、旭日大勲章は、正章をリボンで右肩から左わきにたれ、副章を左胸に着け、旭日重光勲章は、右胸に着け、旭日金光勲章は、リボンでのど下(婦人にあつては、左胸とする)に、旭日双光勲章以下の等級の勲章は、リボンで左胸に着けるものとする。

(文化勲章)

第五条 文化勲章は、文化の発達に關し特にすぐれた功勞のある者に授与する。

2 文化勲章の製式は、章は、ちちばなの花をかたどり、リボンの彩色は、淡紫色とする。

3 文化勲章を着用するには、リボンで胸部中央にたれるものとする。

(褒章)

第六条 次に掲げる者を表彰するため、これに褒章を授与する。  
一 自己の危難を顧みずに人命を救助した者

二 徳行が著しい者  
三 業務に精勵し公衆の模範とすべき者  
四 學術、技術又は芸術上の發明、改良又は創作に關し業績が著明な者  
五 教育、衛生、社会福祉、産業經濟の発達等に力を尽し成績が著明な者  
六 公益を目的とする事業に協力し著しい貢獻をした者

2 褒章の製式は、章は、四柱及び寄せ花をかたどり、リボンの彩色は、前項第一号に規定する者に授与するものは紅色、同項第二号に規定する者に授与するものは綠色、同項第三号に規定する者に授与するものは黄色、同項第四号に規定する者に授与するものは紫色、同項第五号に規定する者に授与するものは藍色、同項第六号に規定するものは紺色とする。

3 褒章を着用するには、リボンで左胸に着けるものとする。

4 すでに褒章を授与された者に、重ねて同種の褒章を授与すべき事績があるときは、そのつど、その者に銀飾版一個を授与する。量飾版が五個以上に達したときは、五個ごとに金飾版一個を引き換えて授与する。

(賞杯、金円び賞状)

第七条 第二條又は前條の規定による表彰にあわせて、賞杯又は金円を授与することができる。

2 すでに菊花勲章、旭日大勲章又は文化勲章を授与された者に、重ねて同種の勲章を授与すべき功勞があるときは、その者に賞杯を授与する。この場合には、あわせて金円を授与することができる。

3 第四條又は前條の規定により表彰されるべき功勞又は事績に次ぐ功勞又は事績のある者を表彰するため、これに賞杯又は賞状を授与する。

4 前項の規定による表彰は、内閣總理大臣に委任することができる。

(団体の表彰)

第八条 第二條、第六條又は前條第三項の規定により表彰されるべき功勞又は事績に相当する功勞又は事績のある団体を表彰するため、これに賞状を授与する。

2 前條第四項の規定は、同條第三項の規定により表彰されるべき功勞又は事績に相当する功勞又は事績のある団体の表彰に準用する。

(死に者の表彰)

第九条 第二條、第六條又は第七條第三項の規定により表彰されるべき者に對しては、その者が表彰前に死亡した場合においても、当該栄典を授与することができる。

(記章)

第十条 国家的祝典又は事業の記念の標章として記章を設ける。

2 記章を制定するには、そのつど法律による。

(勲章等の着用)

第十一条 勲章、褒章及び記章は、これを授与された本人に限り着用することができる。

3 勲章、褒章又は記章を授与された者は、總理府令で定めるところにより略小勲章、略章又はリボンを着用することができる。

3 勲章、褒章又は記章を授与された者は、總理府令で定めるところにより略小勲章、略章又はリボンを着用することができる。

第十二條 勲章、褒章又は記章を授与された者が死亡したときは、その遺族は、これを保存することができる。

2 旭日勲章を授与された者がさらに上級の旭日勲章を授与されたときは、下級の旭日勲章を内閣總理大臣に返納しなければならぬ。

(栄典の返還)

第十三條 勲章、褒章、記章又は第七條の規定による賞件を授与された者は、理由を附してこれを返還することができる。第八條の規定により賞状を授与された団体についても、同様とする。

(勲章の授与の失効)

第十四條 勲章を授与された者が、死刑、懲役又は無期若しくは二年以上の禁錮に処せられたときは、その勲章の授与は、効力を失う。ただし、刑の執行猶予の言渡を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、刑の執行猶予の言渡を取り消されたときは、その勲章の授与は、効力を失う。

3 勲章を授与された者が、次の各

号の一に該当するときは、情状により、その勲章の授与の効力を失わせることができる。

一 懲役又は二年以上の禁錮に処せられ、刑の執行猶予の言葉を受けたとき。

二 二年未満の禁錮に処せられたとき。

三 弾劾に關する法律により罷免されたとき。

四 懲戒処分として、免職の処分を受けたとき。

五 その他その榮譽を保持するに適しない非行があつたとき。

4 勲章を授与された者は、勲章の授与が効力を失つたときは、すみやかに勲章を内閣総理大臣に返納しなければならない。

(勲章の着用資格の停止)

第十五条 勲章を授与された者が、法令により拘禁されたときは、その間勲章を着用することができない。懲役若しくは禁錮の執行猶予又は仮出獄の期間についても、同様とする。

(褒章等の授与の失効及び着用資格の停止)

第十六条 前二条の規定は、褒章及び記章に準用する。

(外國の勲章等の着用)

第十七条 外國の勲章等は、内閣総理大臣の認可を受けた者でなければ、日本國內で着用することができない。ただし、外國人は、この限りでない。

2 第十四条第一項から第三項まで及び第十五条の規定は、外國の勲章等の着用の認可を受けた者に準用する。この場合において、第十

四條第一項から第三項までの規定中「勲章の授与」とあるのは、「外國の勲章等の着用の認可」と読み替へるものとする。

(表彰の申出)

第十八条 市町村長又は都道府県知事は、勲章、褒章又は記章の授与その他この法律の規定による表彰に値する者があると認めるときは、その功勞又は事績を附して内閣総理大臣にこれを申し出ることができる。

2 市町村長は、前項の申出をする場合には、都道府県知事を經由しなければならない。

3 都道府県知事は、外國人について、第一項の申出をし、又は前項の規定により市町村長の申出を進達する場合には、外務大臣を經由しなければならない。

(勲章の授与及びその失効の手續)

第十九条 内閣総理大臣は、菊花勲章、旭日銀光勲章以上の旭日勲章又は文化勲章の授与(死亡者又は外國人に対するものを除く)に關する案件を閣議にかけるには、授与すべき勲章の種類及び等級につき、榮典審議會の議決を経なければならない。これらの勲章について、第十四条第三項の規定による授与の失効に關する案件を閣議にかけるとともに、同様とする。

(榮典審議會)

第二十条 前条の規定による議決を行い、その他内閣総理大臣の諮問に應じて勲章その他榮典に關する重要事項について調査審議させるため、總理府の附屬機關として、榮典審議會(以下「審議會」という。)

を置く。

2 審議會は、委員十五人で組織する。

3 委員は、公正で識見のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、非常勤とする。

6 審議會は、委員八人以上の同意がなければ、議決をすることができない。

(実施規定)

第二十一条 この法律に特別の定があるものを除くほか、勲章及び褒章の製式の細目その他この法律を実施するために必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に授与されている従前の菊花章、文化勲章及び褒章は、それぞれこの法律により授与されたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に授与されている従前の旭日章、宝冠章、瑞宝章及び記章は、この法律の施行後も、なお効力を有するものとし、これらに關しては、第十一条、第十二条第一項及び第十三条から第十五条までの規定を準用する。

4 この法律の施行前に旧外國勲章佩用規則(明治十八年太政官布告第三十五号)により外國の勲章等の佩用の免許を受けた者については、その外國の勲章等の着用に

ついて、第十七条第一項の規定による内閣総理大臣の認可があつたものとみなす。

5 この法律の施行の際現に褒章を授与されている者は、この法律の施行後も、従前の褒章を着用することができる。

6 前項に規定する者に対して第六條第四項の規定により飾版を授与すべきときは、本人の申出により、従前の褒章をこの法律の規定による褒章と引き換へるものとする。

7 この法律の施行後最初に任命される審議會の委員のうち、内閣総理大臣の指名する七人の委員の任期は、第二十条第四項の規定にかかわらず、一年とする。

8 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一号中「人事、恩給、統計及び榮典」を「榮典、人事、恩給及び統計」に改める。

第四條第十五号中「はく奪」を「その失効」に改める。

第五條第一項中「三局を四局」に、「人事局を人事局」に改め、同條第二項中「大臣官房に賞勲部を」を削る。

第六條第一項中第十七号から第二十号までを削り、第二十一号を第十七号とし、同條第二項を削る。

第六條の二を第六條の三とし、第六條の次に次の一条を加える。

(榮典局の事務)

第六條の二 榮典局においては、左の事務をつかさどる。

一 榮典制度に關し調査し、研究し、及び企画すること。

二 勲章に關すること。

三 褒章、記章その他の賞件に關すること。

四 外國の勲章等の着用に關すること。

第十五條第一項の表中恩給審査會の項の前に次のように加える。

榮典法(昭和三十一年法律第 号)

に關する事項を調査審議すること。

○根本政府委員 たいま議題となりました榮典法案の提案理由及び概要を御説明申し上げます。

政府は、わが國の再建に寄与した各方面の功勞者を広く榮典に浴させるため、褒章の制度を拡充する等榮典制度の改善に努めて参りました。しかしながら現行の榮典制度につきましても、このような部分的修正にとどめるとなく、全体について再検討し、時勢に即応した制度を整備いたしまして、その全面的運用をはかることが必要と信ずるのであります。従いまして、さきに臨時榮典制度審議會を設け、榮典制度の改正について諮問いたしたのであります。今、その答申を基とし、さらに本問題に關する従来の経緯及び世論の動向を参照して慎重に考究いたしました結果、その基本的事項を法律案として取りまとめ提出いたしました次第でございます。

次に本法律案の概要を申し上げますと、榮典制度をできるだけ簡素なものにし、よりとするものでありまして、勲章を根幹とし、これに褒章等を配し現

行の位階や勲位勲等は、今後廃止することにしたしております。

勲章につきましては、菊花勲章、旭日勲章及び文化勲章の三種とすることとした。菊花勲章は、従来の菊花章を受け継ぐものとし、旭日勲章は、従来の旭日章、宝冠章及び瑞宝章の三種にかかわるもので、従来のこれらの章と体裁上も区分し、従来の授与方針にこだわらず時勢に即応した運用をはかる考えであります。しかしながら、すでに授与されました旭日章、宝冠章及び瑞宝章につきましては、今後有効とし、その着用を認めるべきであると考えております。文化勲章は、従来の制度を継承することにいたしました。

褒章の制度は、主として国民の奇行の行為を表彰することを目的としておりますので、章の体裁を改善するほかは、大体従前の通りといたす考えであります。

以上申し上げましたように栄典制度を整備しようとするのでありますが、さらにその運用の実際において、厳正公平を期し表彰に遺漏なからしめるために、総理府に、審議会を設け、各方面の識者を委員にお願いし、その審議を経て運用するようにいたすとともに、内閣総理大臣官房賞勲部を廃止して総理府の内部部局として栄典局を設置し、栄典に関する事務処理にも遺憾なきを期するようにいたしたいと考えております。以上法案の概要を申し上げたのでありますが、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○山本委員長 以上両案に対する質疑は後日に譲ります。

○山本委員長 次に宮内庁法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。通告がありますのでこれを許します。西ヶ久保君。

○西ヶ久保委員 宮内庁の事項は内閣委員会の所管でありますけれども、なかなかお尋ねする機会がなかったのであります。今回いい機会であるので、私は二、三の点につきまして長官に質問したいのでありますが、ちょうど留守だそうでありますので、次長に一つお伺いしておきます。

第一点は、天皇の行幸に關してであります。私もこの点についていろいろ意見を持っておりますけれども、とにかく第一にお尋ねしたいことは、現在行われている行幸は天皇自身の意思によってなされておるか、これはまあ、こういうことをお尋ねしても、あるいは無理かもしれませんが、そのことは宮内庁の方において自主的に御決定に相なっておるか、あるいは内閣等から、あるいは地方等から要請があつて行幸というものが決定せられておるか、行幸されている事態に対する発動の根拠をどこに置いてなされておるか、この点を一つお尋ねしたいと思ひます。

○瓜生政府委員 行幸なさる場合の発動のことをお尋ねでありましたが、これは主として行幸を仰ぎたいという方から、たとえばある地方で植樹祭が行われると、植樹祭が行われるところの森林開発協会でしたか、そういうところ、それから、その行われまする山口県の方の知事、そういう方面からぜひお願いしたいのだという申し出がある。なお国民体育大会の際の場合であります、これは国民体育協会並びにその国体が行われます地元の県知事の方から、来ていただきたいという申し出がございまして、なおその他いろいろ大会ですとか何かの場合においてになりまう場合も、そうした大会をなさる主催者の方から来ていただきたいという申し出がございまして、その申し出に基きまして、陛下の方の御都合等をよく考えまして、御都合がよいく、またそのところへおいでになつてもよろしいというように判断をされた場合、行幸になるわけでございまして。

○西ヶ久保委員 その行幸を決定せられる場合には、何か宮内庁の中にそういった、天皇が行かれることはいいか悪いかというようなことを、天皇の御旨も聞きになるでしようが、それを審議しあるいは御決定なさる何か組織でもありますかどうか、お尋ねいたします。

○瓜生政府委員 特別の組織というのはございせんが、宮内庁の任務、つまり皇室に關する国家事務の中に入ると思ひます。宮内庁の事務として、宮内庁長官がその責任をもつて判断をし、それを陛下に申し上げてまゐるといふようにいたしております。

○西ヶ久保委員 そういった場合内閣の方には連絡あるいは了解、そういった打ち合せ等のことは何らありませんかどうか。

○瓜生政府委員 行幸の場合によりましては、内閣の方へ申し上げて、総理大臣の意見も聞きましてきめておるのであります。定例的な、たとえば植樹祭、あるいは国体においてになる、あるいは学習院の卒業式においてになる、芸術院の授賞式においてになる、こういう定例的なものにつきまして

は、事前に特に打ち合せをしないこともございまして、方針がきまれば、すぐ内閣の方には申し上げておるわけであります。しかしその定例的なものにつきましては、やはり内閣の方に連絡をいたしまして、御意見を伺つておる。

○西ヶ久保委員 行幸の場合に大部分の地方に参りますと、これは国民的な歓迎の催し等もありませんが、それと比較してやはり地方においては、戦前と変らぬような警備態勢と申しますか、非常な警察官の、私どもから見ると必要と考えられるような警備がなされておるのであります。これは宮内庁から地方に対して要請をされるものか、あるいは内閣が指令をしようとした態勢をとらせるのか、または地方が独自に、あるいは国民的なものというよりも、まるで国民をさながら罪人でもあるかのような取扱ひをすることが非常に多いのであります。この取締りと申しますか、警備と申しますか、そういったことに対する手配というものはどこでなさつておるかお伺いしたい。

○瓜生政府委員 一般の警備につきましての方針をきめ、そのやり方を指揮されるのは警察庁——責任は国家公安委員会だと思ひますが、その下の執行機関である警察庁長官の方でやられるのであります。宮内庁といたしましては直接これに對しまして関与する建しさを阻害することのないようにしていただくというふうなことは、警察庁の方へも希望意見として申しております。これはたびたびございまして、治安の關係の責任は警察庁の方にござい

ますので、その警察庁の責任においとおやりになっておると存じておる次第であります。

○西ヶ久保委員 戦前と違つて戦後は天皇に対する特別な制約は国民にないと思ふのでありますが、何かまだ、私もそう詳しいことは存じませんが、一般の国民と天皇との間に、いわゆる昔は不敬罪とかその他のいろいろのことがございまして、そのような一般の国民間の個人的な關係と違つた關係が現在もお天皇と国民との間に存しているかどうか。存していればどういふ点が違つてゐるか。いわゆる国民同士の個人的な關係と違つて、昔はさういふ点も迷惑したことがありましたが、しかし戦後はそういう特殊なことではないと記憶しておりますが、なお天皇と国民との間の個人的な特別な關係があるかどうか、あつたらどういふ点が特別なものとして残つておるか、この点についての御説明を願ひます。

○瓜生政府委員 御質問の趣旨がはっきりつかめておらないのですが、私の判断する範囲で申し上げますと、天皇と国民との個人的關係ということではあります。この天皇も昔のように神ではない、やはり広い意味の日本国民の一人となつておられるわけでありまして。しかし憲法第一条に天皇は日本国の象徴であり、国民統合の象徴であるということが定められておる。それから、国の象徴、国民統合の象徴としての天皇と国民との關係ということにつきましては、普通の一般国民同士の關係とはやはり違ひ、やはり象徴としてそこが中心であるというふうな地位においてになります。天皇と国民との關係ということでは、われわれ

はいろいろの問題の扱いを考えておるわけでありまして、従って一般國民と天皇との關係がここに深い隔たりがあるというようなことではなく、親しくお接しになれるようにというふうな常態に考えておられますが、しかし地方においでになる場合の例を考えまして、たくさんの方が陛下を迎えられますので、その場合に秩序の維持ということも警察の方面で考えておられるわけですが、その点もやはり頭に入れておきませんと、そのために混乱をしてそこに事故が起きていけない、たとえ一昨年の正月の際に二重橋事件が起きまして、まことに申しわけなく思っておりますが、そういうようなことになつてはいけないというふうな配慮はいたしておるわけでありまして、何か特別に接しにくいような感じではないように考えて、お扱いの關係をわれわれは取り計らいたい、こう考えておるわけでありまして。

これは天皇の是非ではなかつたのでありまして、為政者が天皇という一つの立場を利用してのいろいろな國民に対する悪い面の利用が非常に強かつたと思ふのであります。私も天皇の名において犠牲を受けた一人でありまして、そういう意味でせつなく新憲法が天皇を人間に引き戻してくれて、まことにいい一つの形が生まれようとしておつたわけですが、ところがまた最近どうも、これは保守黨の諸君の考え方の中にも強く出て参つたし、新しい憲法を作ろうという考えの中にも天皇というものをさらに昔の姿に引き戻すような考え方があります。これがどのようになつては別として、さらに宮内庁としては、昔の宮内省當時の、天皇という一つの座に宮内省があつたをかいで、やはりそれ自身が天皇というものを國民と特殊な關係を結ばせるようなこともありました。それが終戦後いわゆる新憲法のもとに新しい一つの姿が生まれようとしてきておつたのを、最近やはり保守勢力の今申しますような一つの形と呼ぶことがよく、天皇というものを一つの特殊なものに祭り上げようとする具体的な現われがある中で、地方行幸に対して私も別に文句を言うわけではありませんが、これがほんとうに國民と天皇とをいわれる人間のなつたがりに結びつけるという形のものになれば、私も決して反対ではありませんが、しかしやるとすると私どもの目から見ると、決してひがみではなくして、いわゆる日本の國民感情というものが民主的に、しかも人間平等の基本的な尊重ということがだんだん徹底して参りまして、相当考え方が違つてきておる、それをさらに

何か機会をとらえて昔の姿に引き返そうとするような保守反動的な力が非常にふえてきたと思ふ。それに天皇という存在と結びつけて、天皇という存在を利用して、そういうたものへ拍車をかけてくる危険が非常にある。先般の憲法調査会の審議を通じて、清瀨文部大臣の御答弁を静かに聞いてみると、文部行政の責任者である清瀨一郎氏などの考え方には多分にそれが濃厚であると思ふ。どういった際に私どもは、天皇が、御自身の意思は別としても、全国を行脚されるということとは、今次長のおっしゃる國民の感情と融和するという形が、スムーズに出る場合には大へんけっこうなんです。ところが今申しますように、政治的にもあるいは思想的にも、いろいろな意味で保守反動の方へ逆戻りする一つの力にこれを利用して、天皇至上の姿に引き戻すような危険を私は非常に感じる。

天皇が私の県にも見えたのですが、そのときにある中学生が最敬礼をした、あるいはまたある親が何かちよつとした言葉が出たために、支配的な連中から非常な攻撃を受けたということがある。あなた方はどういふようにお考えか知りませんが、具体的にそういふことが非常に多いのです。この点に對して宮内庁としてはどうお考えかとお尋ねすれば、そうしたことは全然ない、ないよう努力しておるということをお答弁になると思ふのであります。が、それはそれとして、具体的にそういふことは非常に多いのです。これは天皇の存在についても非常に大きな危険性があるし、せつなくことまで民主化された天皇という姿に對しても私は非常に危惧を感じます。一面國民の側から見ても、何か大きな危険性を感じます。そういう点で私がここで宮内庁にどのようにお考えかという御質問をしても、私の満足する御答弁はできないと思ひますので、しいてこれに對する御答弁を強要するものではありませんが、私はそういうことを感じておる。また現にそれがあるのです。

そこで、ぜひ一つそういう点を今後宮内庁の行政の上において十二分に注意してもらいたいのですが、この点について、内閣委員会として宮内庁のこゝを担当しながら、最近においては宮内庁事務について何ら関与しなかつたのですが、私は今後相当重大な関心を持つていかなければならぬと思ふ。それでそういう点を私も、非常に痛感するのであります。次長のお立場から率直に、今私の言つた点に對する御見解でもけっこうです。そういうことをお感じになつたことがあるかどうか、あるいは第三者からそういったことを指摘されたことがあつたかどうか、お答え願ひたいと思ふ。

○瓜生政府委員 今のお尋ねの御趣旨については、われわれはそういうつもりでやつておるわけでありまして、何か例があるかというお話であります。地方行幸なんかをなさる場合に、ときによりまして、地方の職員の方とか、あるいは会社の方あたりで非常にむづかしいお考えになり過ぎて、そういうこともよろしいというように申し上げることがやはりございます。たとえはどどこかへおいでになります際に、その場所について特に經費をかけてよくされる、あるいはその並んでおられる場合の取扱ひについて、とこらあたりは人が入つておられてもよろしいと考へている場所についても、場合によりまして遠慮されておられないというような場合もございまして、そういうときは、気のついた場合には宮内庁の方の立場で、それはどういふふうにしていただければいいので、そんなにむづかしいお考えにならなくてもよろしいと言つておつた例はございまして。

○舊ケ久保委員 あなたは戦前から宮内庁におられたのであります。

○瓜生政府委員 私は宮内庁に入つて二年四カ月でございまして、その前は実は内務省の方で役人をしておつたわけ、終戦後は戦地から歸つてきてから警察の關係にいました。もとは内務省畑におつた人間です。

○舊ケ久保委員 そうすると戦前の、旧憲法における天皇の位置と現在の天皇の位置とは非常に變つておりますが、あなたは戦前から宮内庁におられぬとすると、非常にお答へが的確に出ないのですが、それでなくても現に天皇の側近として仕事をされる立場として、天皇の位置というものが、戦前の天皇の位置とは天皇にとつてどちらがよろしいとあなたはお考えになりますか。今の方がいいとお考えか、あるいは戦前のような状態がいいとお考えか、この点についてあなたの御私見でけっこうですから率直にお答え願ひたい。

○瓜生政府委員 それは非常にむづかしいお尋ねでございまして、それは憲法上における天皇の地位ということに關連してきますのでありまして、憲法上の問題につきましてはいろいろ論議もございまして、われわれといたしましては政治的に論議の過程にあります

る問題には関与するような発言をしないうい、陛下の近くにおります者として、何ともちよつと申し上げかねるのであります。

○蓄ケ久保委員 決して政治的な意味でお尋ねするのではないのです。

この間も私は憲法調査会で、清瀬文部大臣といふいろいろな質疑応答したのですが、陛下の人間的な立場を認めて、陛下御自身の自由な意思における生活といふものが望ましいと私は思ふ。しかし私どもは天皇の存在と隔たりがあるものでありまして、これは私、一緒に考えないのであります。しかし長い伝統の中に生きてこられた存在でありますから、あるいは私どもがいわゆる庶民的な考え方をもち一がいに律することゝもできないと思ひますが、あなた方は側近にあつて日常生活をこらんにになり、また天皇に接しておられて、常日ごろいろいろお考えになつてゐることと思ひますので、どういふ状態になつたらいいかといふことを——あとで皇太子のことについて二、三お尋ねしたいと思ふのでありますが、そういう点から、私、先ほど憲法上と言つたのは語弊があれば、一つの人間としての天皇のあり方が昔のように非常に束縛されて——私は現在でもまだ非常に強い束縛があると思ふ。私たちは開院式に見えた天皇をながめてまことにお気の毒な気分がする。現在人間天皇といふ中にも非常な束縛と、また自由意思を無視された何か残のない人形のような形で、無理じいをされてゐる点があると思ふ。それにしても戦前はもつとひどかつた。

そこで私は清瀬文部大臣に聞いたの

です。あなたは憲法改正について天皇の地位を何とかされたいとお考えだが、あなたはさつぱらんに、天皇はどのような状態が一番望ましいかと、天皇御自身の意思を聞いたことがあるかと。言つたら、全然お聞きにならぬ、聞く必要はないとおっしゃる。私はやっぱ

天皇御自身の意思を尊重し、それに基いて物事をきめていく状態が一番望ましいと思ふのだが、やっぱり清瀬さんはおそれ多いらしいのでありまして聞かれないのであります。それはそれとして、憲法改正云々でなくて、天皇といふ人間の面を考えた場合、いわゆる昔のような状態があるか、あるいは今の状態がいいか、あるいはさらにもっと民主的に、天皇自身の意思によつていかにかでも動き得るような状態までも進めたいか、個人的な見解でもいいから——決して私はあなた

の権限に利用する面については寸毫も私どもは僭越することではできませんけれども、そうでなくて、天皇といふ一つの存在があることについてはあまり文句はないのですから、そういう意味においてお尋ねしておるのであると、もしできたら、私はやはりさつぱらんといいますか、率直にその状態についてのお考えをお伺いできたら幸いだと思います。どうしてもお伺いできなければやむを得ませんが……

○瓜生政府委員 ここでは個人的な意見を申し上げてはいいませんが、次長としての考えを申し上げますが、現在天皇は国民の総意に基いて國の象徴、國民統合の象徴といふお立場におられます。そのお立場をどういふふうにするか、それが最もその象徴たる、現在の時代における象徴としてのお役割を果されるのに適當であるかどうかといふことを考えまして、われわれはいろいろお世話を申し上げる場合に取計っておるつもりでおるのであります。なお現在いろいろなさつておられますよりはさらにいふことも、場合によつては國民との親しさをさらに増すように、お出かけなども多くするとか、お会いになる方ももっと多くするとか、お会いなども考えた方がよいのではないかと考へておるわけでありまして、しかし従来ともお出かけの機会、あるいはお会いになる機会、なお例の認証の書類なども相当にごさいます、そうおひまであるといふこともないものであります。そして、そうしよつちゅうお出かけになつて、お会いになるということもできないのであります。さらに許される範囲ではそういうふうになる方が、現在

の情勢に即応した天皇陛下のお立場が発揮されるのではないかと、いふふうにお考へておるのではありません。今御質問されておきますお気持はわかるのですが、そのお気持の線とわれわれの線は決して逆ではないといふふうに御理解になつてよろしいと思ひます。

○蓄ケ久保委員 現在の天皇はいわゆる古い教育と古い型の中に育つた方です。これはなかなか急にはいかぬと思ふのです。そこで皇太子は、これは新しい時代の息吹を相当吸つておられるし、私どもはまだ小さい時分の皇太子には教育上でも、いろいろな面で非常に期待しておつたのであります。が、最近「週刊朝日」に出ました「孤獨の人」ですか、こういうことでみますと、せつかく皇太子が普通の人間的な状態で伸びようとするものを、これは私はあなたの方の責任だと思ふのだ。が、宮内庁のお役人さん方がまたぞろ今の天皇が踏んできたような型の中に押し込めようとするように、一般國民に非常に印象づけられておる。あの「孤獨の人」といふ小説は学友の人が書いたものでありまして、小説でありまして、どこまで真偽かはわかりませんが、一応あれは皇太子に対する宮内庁当局の方針が非常に強く制約してきて、せつかく國民も期待し、皇太子本人もそのように伸びようとしたものを、急転直下に逆な、今あなたが御答弁なさつたことと逆な方向に持つていくような事態が現われつつあると感ずるのであります。これは先ほど言つたように、今の天皇はもう過去の型の中で育つた人でありまして、これを急に變更することは無理でありまして、私どもはなるだけ無理をしないよ

うにすることを期待するのであります。が、せめて皇太子は、これは今申しますように、新しい時代の中の息吹を吸つた人でありまして、先ほど言つたようなことと違ひけるものと、実はひそかに期待しておつたのであります。が、それがどうも最近さうでなくなつたといふように國民もそれを感じ、非常に落胆しておる。これは何かやはり、私が先ほど申し上げたことは相反しないように次長はおっしゃるけれども、具体的に皇太子等の例によつて、逆コース的なことがあるのではないかと、こう思ふのであります。これに対する御見解を承りたい。

○瓜生政府委員 皇太子さんのことに關連して、ある学友が何か本を出されたいといふようなことで新聞の記事がありました。その本はまだ出ておりませんが、皇太子さんの将来の進み方については、なるべく人間として成長されていくように考へておるわけでありまして、そうむづかしく考へておるわけではないのであります。しかし皇太子殿下といふお立場におられるものでありますから、非常に皆さんの関心も深いのですし、どこかへお出かけになつても、たくさんの方が集まつてこられまして、自由にそこらあたりを散歩されるというわけにもいかないといふようなこともあり、またときには、こつと言つては何ですが、利用しようといふ方もあつて、だれとでも自由に接せられても、あとから御迷惑をされるようなこともなきにしもあらずといふような点でもありますので、そういうような点で、将来天皇となられるお立場におられる方としての行き方という

ことについて、また別の面からそう普通の青年と同じようになさるというところも無理な点がある、こう存じて、周囲の者としてお世話する場合にこそ、そういうものも考えておられます。そのことが場合によると何だか周囲の者がむづかしいことを言っておつて、皇太子殿下を孤独の人にしておるといふようなふうに考えられる人があるかもしれないが、皇太子殿下は学友とも、われわれがときと横で拝見しておりまして、普通の青年と同じように、実に喜々として愉快にお話になり遊んでおられるわけでありまして、またいろいろお出かけの機会も、昔から比較しますと、ずいぶんお好きなものといふこともありますが、音楽会とかそういうところへはずいぶんお出かけになつておられます。またお好きな運動競技の大会などにもたびたびお出かけになつておられるわけでありまして。そういうような点で、そのあの本に現わされておられる、そんなことでもないようにも思ふのであります。その本を読んでおられますので、はつきりしたことは申し上げられませんが、それとも、そういうような気持で将来も皇太子さんのお世話をしたいと存じております。

同じ会場にあらながら全然一般の者とはそこにつながらない。こういう状態では私は幾らどこへ出かけられてもだめ、かえつて逆だと思ふ。もつと英國の皇室のように――英國の皇室がいかに悪いかは別として、先般もニュースを見ておると、皇太后が競馬馬を持っておられてダービーに出して、自分の馬にも一般の國民がかけられ、自分も馬券を買つてそして競馬場の中でみんなと一緒に楽しんでやっておられる状態、これはニュースですから、どこまでどうだかわかりませんが、どこまでいったうにはつきり英國の國民と英國の皇室というものは、教科書で教えたり、あるいはだれかが強制するのではなく、自然の形で生まれておる、その思ふのですが、とにかく日本の場合には、どうだとうだといふ生懸命教へながら、感じがだんだん國民と遠ざかつていく。先ほど私が言つたように、私は志賀高原で偶然皇太子と同じグレンデに出てスキーをしたことがありますが、あのときは別に警戒もなし、自然の形でスキーができましたし、皇太子も非常にうれしそうに姿でスキーをしておりました。たとえ下手でころんでも、ころぶと思えばまたその周囲のスキーヤーは非常に親しみを感ずるのです。あれが皇太子が猪ヶ谷みたいに非常に上手で、われわれと段違いに上手だったら案外親しみを感ずる。へつぱり腰ですべてころんでも、いるところにむしろ一般スキーヤーは親しみを感ずる。同じように、皇太子は一般の人間と精神的にもあるいは学制的にも隔絶して偉いといふときには、國民からかけ離れたものになる。この間も進學問題であなた方が頭を悩まして

おりましたが、学校の課程が足りなければ原級にとどまるのは当然であつて、そこに私は國民の中に解け込ませる一つあると思ふのです。それをしゃにむにそうでないようにするところに誤りがあると思ふ。そういう意味において私は今度の孤独の人、これは別として、そういう今あなたのおっしゃつた演劇やスポーツを見に行くから、國民と一緒にあるという考え方の中では、非常な誤りがあると思ふ。もつと密接なつながりを持つような、たとえばあるいは利用されるというものが、利用されるというではありませんか。利用されるような皇太子の方に國民が非常な親しみを抱いておるのです。もちろん悪質な利用に対しては困るのです。もつとその点で宮内庁という組織が考え直してやらうことがいいのではないか。この点について私は機会を見てぜひ宮城に出かけていって、宮内庁のあなたの方の仕事の様子や何かを見ていただくのです。また長崎に心を配ることは、天皇の存在を利用する……（杞憂だよ）と呼び、その他発言する者あり）この人たちはどうなんですか。この人たちは今や利用しようとかかっている。利用されては困るのだ。

それともう一つ最後に聞きたいことは、先般原爆の図に對して、天皇、皇后それから皇太子並びに義宮に、このうらやましい日本の一番大きな悲劇であり、再びこういう悲劇を起してはならぬ、再びこのうらやましい悲劇を起してはならぬ、これは主権者がおおたのかあるいは宮内庁の指図でおおたのか。さっきの皇太子の意見は私は一つの希望として言っておきますが、今の原爆関係のもの

を天皇初め皇室の皆さんに見せなかつたのは、宮内庁の意思かあるいはその博物館その他の意思か、この点に對して一つ伺いたい。

○瓜生政府委員 原爆の写真のことは宮内庁の意思ではありません。あの日写真展に出ています目録がありまして、その中にやはり原爆写真の分もございまして。そのままたういふものがあつたというので、陛下の方にもお上げしてあつたわけでありまして。その日おいでになりましたら、そこに白いカーテンがかかつていたといふことで、これは聞きますと、展覧会の実行委員会の方でそういうふうになつたので、宮内庁の方の行った者はかえつて面くらつたような形であるわけでありまして。

○苗ヶ久保委員 それは一度ならず二度も三度もあるのですから、次の機会には宮内庁からそういうことがないやうにとつたやうな連絡でもなさつたらいかかと思ふのです。また長崎に義宮が見えてあつたのでまたやられるといふことは、やはり國民の感情に非常に悪い影響を与えるのです。私が先ほど来心配してお尋ねし、御意見を申し上げたことを事実が具体的に証明しているのです。そうなる、私も今が今世紀の皇座といふものに人間的な好意を持ちながら、今後の皇室、天皇という存在に對してわれわれは相当重大な決意をしなければならぬ。それではないかぬから、そういうことがないやうに私は非常に好意的な考え方でものを申し上げておる。しかし始終そういうことをなさつて、私どもの心配する天皇という存在がかつての戦争前のような天皇といふことになる、これはもうどう

うあらうと私どもとしては絶対に承服できないのでありまして、思い切つた措置を考えざるを得なくなつてくる。それではいかぬから我々も心配をせし、いわゆる人間の気持で、過去の私どもの感情を全部洗い流して申し上げておる。ところがあなたの方は、今御答弁では私どもと同じようなことをおっしゃるけれども、具体的な事実として、原爆の問題にしても、あるいは問題が逆な面に出てくる。せっかく國民も今天皇というのに対して昔の悪い思い出をだんだん忘れて、新しい存在の中に解け込もうとするときに、そういうことが次々になされると、私は逆行になると思ふ。そういう意味で私は今度のことはそれで宮内庁の御意向は大體わかりませんが、今後そういうことのないやうに、あつたら、今度あなたが幾ら答弁なされても、やはり依然として宮内庁の中に昔の天皇というものの刺す一つの刺が残りつておつて、機会があつたらいゆる保守反動と結んで、再び天皇といふものを昔の天皇の座に押し上げようとする動きがあるものと私は断ぜざるを得ない。私はそういう氣持を持つから、その危機がないやうにしたいと思ふ。従いましてこれは質問でなくて、私の宮内庁に對する一つの希望として申し上げますが、私どもに政治的に天皇といふものに對していわゆる重大な決意をさせないやうな状態に、今後ぜひ運用願ひたいと思ふ。私はこれを希望してきようは質問を終ります。

○山本委員長 受田君。

○受田委員 私は宮内庁法の改正案につきまして、さらに時間をかけてお尋

ねしなければならぬことがありますので、次回に質疑を残しておきますが、この長官官房の仕事の中で、用語の点とまた職務の内容にも関係するのですが、二、三指摘申し上げておきたいとがある。それは官内庁法第一条の三に幾つもの事務が掲げられてある中に、「賜与及び受納に関すること」それからもう一つは侍従の項のところに「側近に関すること」側近というような言葉、賜与というような言葉は、はなはだ差別的な、高いところから下へたれ給うような印象を受けるのであります。何かもつと適切な用語がないでしようか。御答弁願いたい。

○瓜生政府委員 この用語の問題につきましては、先日の御質問に対して申し上げましたのですが、いろいろ検討はいたしましたのであります。なお現在も検討をして将来はまた考えていきたい点もございますが、今お尋ねの賜与といふのは、これも一般の方のお気持ちと相呼応して、国民の総意に基いて象徴とされるその総意が那边にあるか、どういふふうにしたらいいだろうかといふことを考えまして、今までのところ、これがあることがかえってお気持ちに合うようであるので、こうして残しておるのであります。あとの「側近に關すること。」——側近というのはほんとうにそば近くということと、これは字の通りでございまして、そば近くにいていろいろお世話をする。われわれの方はちょっと離れておりまして、事務的なことをやっております。そういう違いがあるわけであります。

○受田委員 側近というのは陛下に奉仕することですね。陛下がもったないないから側近に奉仕する——おそば近く

など、いうことも用語としては非常に尊敬の意を表明した点においては認めざるを得ないのでありますが、陛下御自身も、また皇太子御自身も大衆の中に解け込みたいという気持もあるし、最近山口県、岡山県に行幸されたのであります。山口県下においても民衆の中に解け込みたいというお気持を持っておられる。国民の象徴であり、国民とともにある陛下としてののお気持を表わそうとしておられるのに側近に奉仕する人々が非常に大事にして、陛下を民衆から離れさせるといふ気持があるので、この点は少くとも宮内庁としては陛下の側近の事務を担当されて

おる立場から、陛下をして國民から遊離せしめないような措置をとられないと、せっかく民衆とともにある陛下として、陛下御自身が宣言をされておるのと逆な方向へいくおそれがあると思う。そういう点については十分心していただきたい。特に皇太子殿下も成人されたことだし、皇統諸令という従来の皇室典範に基いた規則も出ておるわけで、皇統運綱として続くであろうという皇室の繁栄のために國民とともにある皇室として考えてあげなければならぬと思う。そこでこれに関連してお尋ねするのですが、皇統諸令にやがて示されるであろうところの皇太子妃を冊立されるということについては、世上いろいろと議論がされておるのではありませんが、皇太子殿下の妃殿下にはどなたをお迎えするかというのは今や國民関心の中心になっておるのです。しかも皇室の繁栄はまた國民の喜びとするところであつて、國民とともにある皇室として、その喜びの日を迎えたいという気持は國民のひとしくこれを認

めておるところであります。皇太子妃について世上いろいろな批判、憶測が行われておって、いろいろな角度からいろいろな候補者も出ておるように書かれておるのでありますが、宮内庁としては皇太子妃を冊立されることについて、は、今という御見解を持っておられるのか。皇太子殿下の意思を十分尊重重んじられた措置がとられておるのか、あるのか。いは皇太子殿下の意思を無視していろいろな擁立運動が行われておるのか。いろいろな揣摩憶測が行われているのの御意を拝聴申し上げたいと思っております。

○瓜生政府委員　皇太子妃の問題についてのごとでございしますが、現在新聞、雑誌などで相当騒がれておりまして、今にもきまりそうに響いておるののののでございますが、実はまだそう具体的ににはなっていないのであります。しかしわれわれは職務上当然という方が候補者によるるか、適当と思われる年輩の女性の方にどういうのがあるだらうかというので、広く調査はいたしておるのであります。それじゃこういう方が有力だというような段階にはまだ達しておらないのであります。ところが外部で少し騒がれ過ぎておるような状態でございます。

それからなお皇太子殿下の御意思を無視して進められるのじゃないかというような御心配の点は、そういうことはないように常に心がけておるのであります。現在それはほど具体化の段階でなく、この調査をしておる段階においても、その状況については皇太子殿下にも申し上げ、また皇太子殿下のお氣持なんかも聞いておりまして、また

それによつてさらに考へていくといふうちに調査をいたしておるのでありますから、何か無理に横の方できめて押しつけるというような御心配はなさらなくてけっこうであると思ひますので申し上げた次第であります。

○受田委員　皇太子殿下はすでに意中にある女性を描かれておるといふような、そういうことはないのですか。次長としては皇太子殿下の御意向も伺つてというように、今あなたのお言葉にあつたが、皇太子殿下はあなたの方にどういふ御意向を示されておるか、その皇太子殿下の御意向をお伺ひしたい。

○瓜生政府委員　皇太子殿下に特に意

中の方があるということとはございませ  
ん。御意向というのもの、これを言いま  
すと、またも新聞、雑誌が騒ぎます  
し、またいろいろな娘さんを持つてお  
られる家庭に御迷惑を与えることが多  
いのでございまして、従つてそれは遠  
慮させていたきたいと思ひます。し  
かしなお御意向と申ししましても、や  
りこれは縁のものでございまして、  
われわれの兄弟や何かでも結婚する  
前にいろいろ言つておつて、これはい  
と思つて結婚した人が、対象として  
前もつて言つていた方と違ふ場合があ  
るのですが、お氣に召す方がばつと  
きまするといふこともあり得る、そ  
ういふこととありますので、御意向  
といふことと、私には遠慮させてい  
ただきます。

○受田委員　そうするとあなた方  
には皇太子殿下の御意向はある程度  
伝わつておる。あなた方は胸中に  
皇太子の御意向を含みながらいろ  
いろと調査してよろしくおられ  
るということに了解してよろしく  
しゅうございましょうか。

○瓜生政府委員 おおむねそういうふうにご御了解願います。

○受田委員 あなた方は非常に光榮な立場にある人であつて、われわれには御意向がわからない。あなた方だけは皇太子の御意向を体しながら候補者の選定に當つておられるという、まことにうらやましい限りであります。私はもう一つ、皇太子殿下もお年ごろになられたことだし、またすでに胸中に描かれておられるあらまほしき女性のお姿もおありだろう思ひます。けれども、皇太子妃に決定される対象となる方は、これは身分、門地、性別……(笑聲)失礼、性別は別ですけれども、家

柄とかその他のいろいろな条件に制約を受けているようなことがあるのかどうか。この点、日本のあらゆる女性に喜びの候補を立てて選定される資格があるのかどうか。あなたの方では事務においても調査においても粗漏がなされる女性の方ではないかと思ひますが、対象とされる女性の方はどういうところに限界線を置いておられるのかをお伺い申し上げたいのではありません。

○瓜生政府委員　以前でありますと皇族それから五摂家の方、特に限定された華族の方というふうになっておりましたのですが、現在はそういう制限もありません。しかしやはりしっかりと家庭の中で育てられた女性の方でありますといけないと思ひます。特に家柄がどうのとうのというよりも、しっかりとしたい家庭に、よくしつけを受けて育つてとられた方というふうなを考えております。従つて相当範囲が広いだけに、調査もそう簡単ではないのでございます。

○受田委員　そういったしますと、ぬ

との皇族の方あるいは五侯家の方、清華家とかいろいろあったわけですが、公侯伯子男、もと華族の身分にあった人でなければならぬか——もと皇族の方、もと華族の身分にあった人を対象として調査するというふうな形に進んでおられるのではないのでしょうか。

○瓜生政府委員 その範囲も調査の範囲に入りますが、先ほど申しましたようにもつと広く、しっかりと家庭に育てられた方というふうに思っております。

○受田委員 そうしますと、年ごろの女性はずべて皇太子の皇妃になる光栄をにう可能性があると断定できますか。

○瓜生政府委員 これはむしろかしいお尋ねであります。先ほど申しましたように、しっかりと家庭に育てられた方でありましたら、年ごろの方はみな調査の対象になるということは申し上げておきます。

○受田委員 これは全女性のほなはだ喜びとするところで、年ごろの女性に、非常な希望を胸に抱かせることだと思ひます。

もう一つ、清宮さんの降下——この降下という言葉は私に食わぬと思ひますが、お相手になられる男性の方に、天理教の御曹子がおなりになるのではないかと、これが今世上いろいろ伝えられておりますが、この内定の皇女、天皇のお子様としての清宮さんの御結婚については、宮内庁としてはどう御意見を持っておられるのでありましようか。

○瓜生政府委員 清宮様の御縁談については、まだ全然その調査の段階にも入っていないわけでございます。先日

ある新聞、ある週刊雑誌にお尋ねのようなお話がいろいろ書いてありましたが、われわれの方から言いますと、これは全然事実無根のことです、相手の方でそういうことを言った方があるようでありまして、ああいう記事になっておるのでありますけれども、根拠のないことでございます。

○山本委員長 江崎君。

○江崎委員 さっきの受田君の御質問に関連して、皇太子妃のことについてお尋ねをしたいのです。これがどうも世上騒ぎ過ぎることは、新しい姿の皇太子、近代の皇太子という交錯した環境において、社会とかあるいは特に言論機関等が問題にしているというふうな傾向、これは否定すべくもありませんからやむを得ぬこととす。やむを得ぬことですが、この問題についてあなたの方、宮内庁側ではどういうふうにお考えになっておられるか。これはもう時に新聞、時に週刊雑誌あるいは婦人雑誌、あらゆるものに出てくるわけですが、こういうものは自由にはうけておきより仕方ないものであります。が、特に今度「孤獨の人」という皇太子のかつての学友の方が暴露的な小説を——現実小説だといふふれ込みだそうですが、そういう小説がでる。そのうするところの小説が脱稿しないうちに、各映画会社が競って映画化を考慮しておる。こういう問題は、ただに宮内庁が考えられることよりも相当國際的にも、言うならば影響もあるところでしょう、あるいはまた國民感情に与える刺激といふことも、これは相当軽視できないものがあるだろうと思ふ。どういったものに対してのお考え方はどうなんでしょうか。

ある新聞、ある週刊雑誌にお尋ねのようなお話がいろいろ書いてありましたが、われわれの方から言いますと、これは全然事実無根のことです、相手の方でそういうことを言った方があるようでありまして、ああいう記事になっておるのでありますけれども、根拠のないことでございます。

○瓜生政府委員

現在の建前で、特に事実を曲げたようなことが書かれております場合には、その新聞雑誌、そういうものに対してそれは違うからというふうなことは申し上げるわけでありまふ。しかしいろいろ書き方ではないかな巧妙に書いてあります。その逃げ道があるように書いてあります。なかなか特に注意をするような書き方にはなっていないのが多いのでございませう。なお今の皇太子殿下に關する本のことにつきましても、内容を見なるとわかりませんのでありますが、これは小説だからそのまゝを書いたのではないといふふうな言ひであらうと思ひまふ。これも小説なるがゆゑに特に注意するといふことは、何かむづかしい点があると思ふのであります。現在言論、出版の自由が尊重されております。それと矛盾しないように、われわれの方も配慮しておるのでございませう。そういう点はどうかなと思ふことがありましても、そうむやみに発言ができなくて困る場合もございませう。これもやはり一つの現代の社会の現われの姿と思ひまして、それに即応することについては将来も研究いたしていきたいと思ひます。

○江崎委員

その通りだと思ふのです。それで言論機関に抗議を申し込むというふうなことは、これは時代、情勢等を考慮してみましても、まさかあり得べきことでもない。そうしますと皇太子妃の問題というものは相當嚴肅に取り上げられなければならぬといふこの事態、この場面において、おおよその見当——まだ今学習院の講義生の課程を終えられたばかりで、これから社会万般にわたってほんとうの學問をなさるのだといふことを、この間学習院の御卒業のあの場面で見られる見解が表明されておったですね、そういうときに、普通の一般の家庭の常識をもつてすれば大体結婚のめど、何才ごろになったら結婚なさるのだとか、あるいは大体どういふような姿においてきめられるのだといふことは、おおよそこれはきめられるべきものだと思います。そういうことが世上にはつきりと示されないことが、いたずらに皇太子の身辺といふものをわすらわしくさせて、同時にまた皇太子妃候補者といふような人々に大へんな、さつき受田君の話ではないが、富くじでも当てるような好奇心、これははたから見ると受ける本人としては、大へんな違いがあると思ふのです。これは宮内庁としてのもつと責任を感じられなければならない。言論機関やその他の機関に抗議を申し込む事態でない以上は、これは國民的関心事である、その関心はいろいろな見方があると思ふ、いろいろな角度からの関心です、けれどもただそれをそのまま野放図に野放しにしておくといふことは、宮内庁として、責任の衝にある人としては、さか考慮の足りない点があるのではないかと、これを私は心配する。これが一点、それからもう一つ、ついでにちょっとお尋ねしたいのです。どうも非常にうとい話で恐縮ですが、皇太子は満何年何月になられますか、ついでにちょっと承わっておきたい。

○瓜生政府委員

皇太子殿下のお生まれは昭和八年の十二月二十三日でありまふ。そうしますと二十二才と四か月になります。それから前段の点につきましては、実は皇太子妃の問題について新聞なんかにもいろいろ書かれるものですから、記者との定例会見というのを私は毎週一回やっております。宮内庁長官は月に三回やっておりますが、その場合に、何も切迫してないのだ、そんなに書かれてはいかぬのだといふふうには申すのであります。何か隠しているかのやうにとられるのであります。われわれの言うことを信用なさいといつても、いや、どうだろうといふので、以前にそう言つておいてばつと出たことがあつたからとか何とか、だいたい古い話をされたりして、その点が遺憾な点があるのをごさいます。やはりそういう記事を作るとして生活の資を得ておられる方もあるので、そういう方の宣伝がまたきいたりたいとして、遺憾なことだと思ふのですが、全然手を打っていないわけではないのでございませう。

○江崎委員

時間がだいたい過ぎますから簡単に結論を急ぎますが、これはもうちょっとさつぱらに話したい。うじやないですか。今のようないううわべの御答弁だけでなしに、私は真剣に考えてもらふわぬといふかぬと思ふ。今の結婚問題というのは、二十二才四か月が若過ぎるとかあるいはおそ過ぎるとかいう標準は、これは個人的な問題であつて、はたからとやう言うことではないと思ふ。けれども、戦後の一般社会——官中のことは一般社会は例にならまふからとよくいふたしまして、二十二才四か月といふこの御年齢は、もし御本人にして結婚の意思はばくなくしとせられるならば、特にこの開学習院の課程を終えられるあの場面においても、先ほど申し上げたやうに、一般社会をこれからは勉

強するのだというような非常に難かしい、将来の希望に満ちた抱負を述べておられる皇太子にして、そういう御意思がないということであるならば、いっそのこと、はっきりと二年や三年は当分ないのだ、いや、少くとも二年以内はあり得ないのだとか、そういうようなことを、これも御本人の意思に基いてでありましょうが、ある程度表明することは決して悪くない。むしろあなたの方が、まだまだそんなに差し迫った問題ではないのだといながら、何となく新聞社の関心をそそるようなところに現実がある。だからこれがこんなにもめる。皇太子の学友が優先的に新聞社へ採用されたり——それはまず第一の要件は、皇太子妃の問題を特種としてとるのだというような暗黙の了解があると聞くに及んでは、これはいかにもあなた方は無責任ではないか。これはたとえ四月一日に東久邇稔彦氏が鳩山邸におなりになる、これは皇太子妃がきまったのだというので、時ならぬ日曜日に新聞社が色めき立つというような場面がある。これは少し思わせぶりの多いのじゃないか。事実候補選定の具体的段階に入っておるといふことなら、これは発表して決して悪いことではない。そこに、逆に言えば宮内庁の少し古い点があるのじゃないか。これはもっと露骨に、あの程度はつきりと打ち出される方がいい。それは結婚されるとかあるいはさねないとか、これくらいのもめは、二年ということが言いくいのであるならば、向後一年以内はとかそういうようなことをして、もう少し皇太子というものを縛りつけない自由な姿に置くことは、言うところの側近としてのあ

なた方の責任であると思はる。これはどうですか。もうちょっとさっくばらんにお話ししようじゃないですか。○瓜生政府委員 この点は宮内庁長官ともいろいろ話しておることでありまして、ところがそれでは二年以内はきめません、一年以内はきめないとそうはつきり言ってしまうのも困るようなこともありはせぬか。やはり調査を進めていく場合において、ある時期において、縁のものだから比較的早くきまる場合もあるかもしれない、あるいはないかもしれない。急いでおりませんが、そういうわけであいいまいものがある。実態がそうなんです、これは御結婚という問題は、やはりいい女性が見つかった、ほんとうにお気に入りになってきまるわけのものですから、何か普通の仕事をきめるように、いつまでに、こうきつていきかねる面がある点は御了解を願いたいのです。そういううちとむずかしい問題だけに、何年計画というようなことが言えないのであります。なおその点はいろいろ調査をしておる、どういふ人を調査しておるかというところは、広い範囲で、それなら何十人、何百人でも言ったらどうかということになると、その場合に対象になった娘さんの方が期待を持てる、落第される方は非常に困られるという、娘さんに傷をつけるようなことがあってもいいけない。そういうことがあるもので、なかなかこの話がいじく点がございますので、そういう点も御了解願いたいと思ひます。○江崎委員 それは大体あなたのお説を承わつておると、やはり新聞社が色めき立つはずで、相当近い機会にありそ

うな印象を受ける。縁のものだからわからぬといふことはごもっともですが、責任の衡にある人は、ただ親戚が、縁のものだからわからぬといつて、遠縁の娘の縁談を見ておるような、あるいはむすこは縁談を見ておるような気持ちでむすこは困る。少くとも一般社会を一生懸命勉強しようという皇太子が、世上で総理のところへ稔彦さんが行った、結婚の問題だ、あの雑誌を見れば、この週刊誌を見れば結婚問題結婚問題、こんなことでほんとうの勉強ができませんか、あなたの若いころのことを考えてごらん下さい。それは世間は責任がないのだ、新聞社に、雑誌社に責任はないのだと言え、それはそれまでですが、しかしこの勉強課程にあられる皇太子を、将来の天皇になるべき人をそういう環境に置くことが一体いいのか悪いのか、それをしめしめたいのだと言え別です。けれども、あなた方としてもう少し責任ある姿において、こういう問題というものは皇太子がわづらわしくなく、またそういうこととばかりに騒がれると、つい若い者というのにはそれと氣をとられがちなんです。これはお互い同士の若い者を一ぺん考え合せてみると、相当真剣な問題として考えなければならぬことだと思ふのです。だからそういう点においてあなたの方の御注意を喚起したい。皇太子の結婚式はいつだ、どうだということよりも、そういう環境に皇太子を置いていいかどうか。縁のものだから仕方がない、世間が騒ぐのは勝手だ、それは無責任過ぎるというものです。これは宮内庁の長官のほんとうに責任ある御答弁をいただきたいところですが、これはよほど御考慮になつ

ていただきたい。希望として申し上げておきます。それからまた同時に最後に一つ承わつておきたいのは、二十二才四か月という若い場面では、縁のものでわらないというあなたの方の御答弁だけでなしに、多少こういうものは議論に上る環境にあられるというふうに考えられるならば、それは陛下の御希望がなるべく早くめとらせようという御希望か——これはよく世間にあることです。親がなるべく早くむすこに嫁をとらせよう。いやいやそうではない、自分はまだ若いのだから、しかも両親は健在だからもうちょっと世の中の苦勞もさせよう。あるいはまた本人が、親はその氣持がなくても早く自分は嫁をとりたいという氣持がある場合もございませう。あるいは両方とも意見が一致した場合というものがあられるわけでございます。これはあなた側近におられる人として具体的ににおわかりになつておると思はれる。なるべく早くもつた方がいいという見解を陛下はお持ちなのか、あるいは御本人もお持ちなのか、あるいはまあそんなに急ぐ必要はないのだというふうにお考えになつておるか、とかく世間がうるさいのであるのか、その辺は具体的な問題ですからお答え願ふと思ひますが、これはどうですか。○瓜生政府委員 その点は私直接陛下からは承わつてはいないのであります。長官がお会いして聞いておると思ひます。私は正確なことは存じません。結局はそうおそくまで延ばすということでもないでしょうし、すぐということでもないという、今われわれがいる

いる調査しておるのがちよつどそのペースに合つておる。ですからある程度のところであるほどという方が見つかつて、その時期が来れば——非常にいいまいなようですね、そういうようなこととお察しを願ひたい。○江崎委員 今ちよつとあなたに御要望として申し上げておきました。という環境に果して若い皇太子を置いておいていいかどうか、若い者がそういう結婚問題で騒がれれば、自分に本意がなくても、ついそういうことに氣をとられやすい。それが果して一体、これから一般社会をしっかりと勉強しようという立場の皇太子に適切であるかどうか、これについての責任ある御回答は、一ぺんよく承わらなければいかぬと思ひます。これはあなたの方の責任でございます。皇太子のことが議論に上るのは、これは世間の勝手だけれども、あなたの方の責任をいかにされるのか、これは一つ責任ある御答弁を近い機会に承わりたい。○山本委員 暫時休憩いたします。午後一時半より再開いたします。午後零時三十一分休憩

「休憩後は開会に至らなかった」